

2 特別支援学級について

(1) 特別支援学級とは

① 関係法令

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

② 対象

特別支援学級において教育を受ける対象となる障がいの種類と程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長第756号通知（次ページ参照））に示されています。特別支援学級において教育を受けることが適当と認める場合にも、その障がいの程度に該当するだけでなく、**本人の障がいの状態、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して総合的に判断する必要があります。**

「教育支援の手引－障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続について－」
（平成26年3月（令和3年3月一部改訂） 山形県教育委員会）より

【参考】平成25年10月4日 文部科学省初等中等教育局長第756号通知

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について（通知）」より

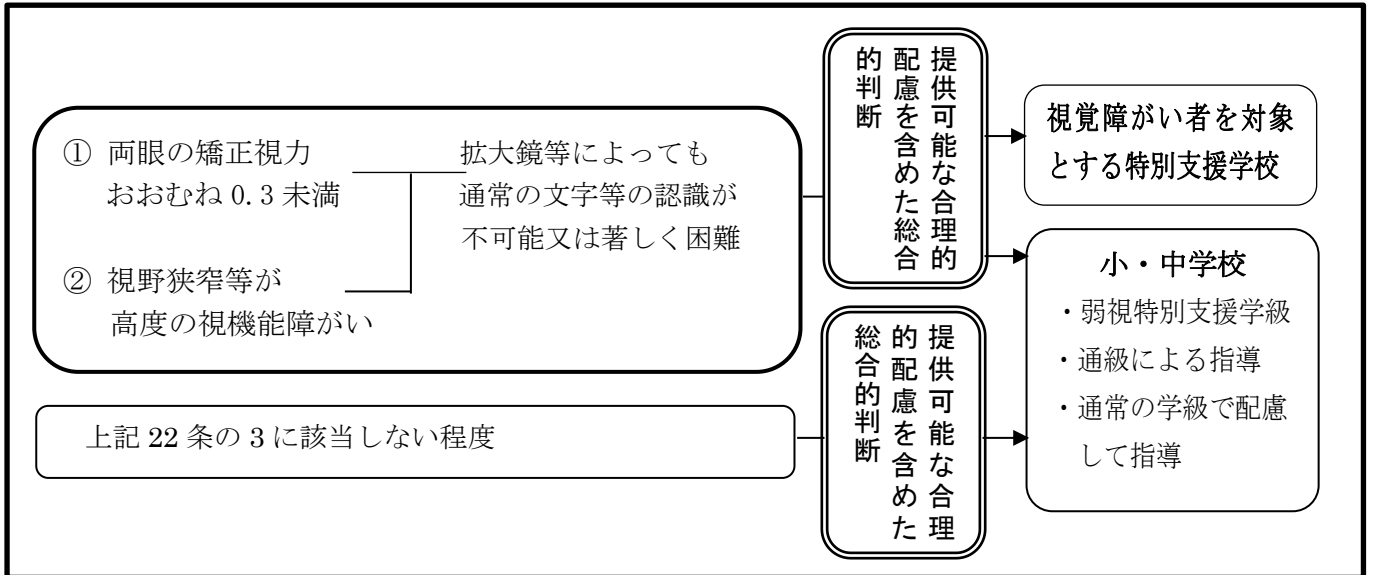
【参照】文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

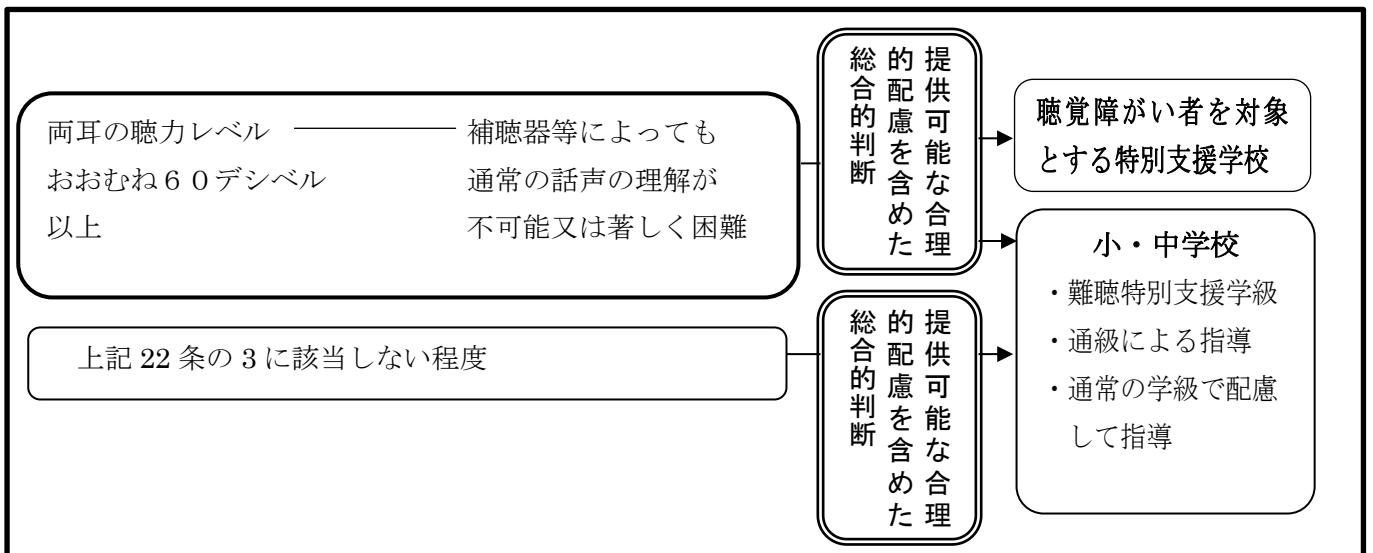
山形県では、特別支援学級の対象について、「教育支援の手引ー障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続についてー」（平成26年3月（令和3年3月一部改訂） 山形県教育委員会）において、以下のように示されています。

なお、障がいのある子どものうち、特別支援学校に就学することのできる障がいの種類と程度は、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。

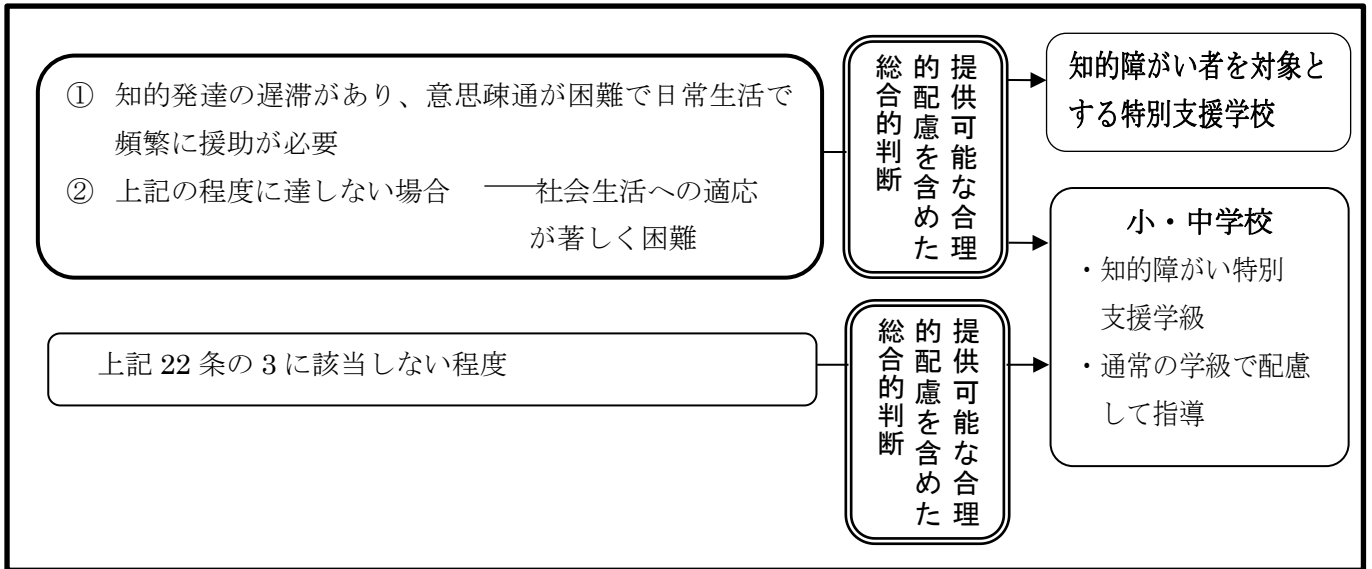
<視覚障がい>



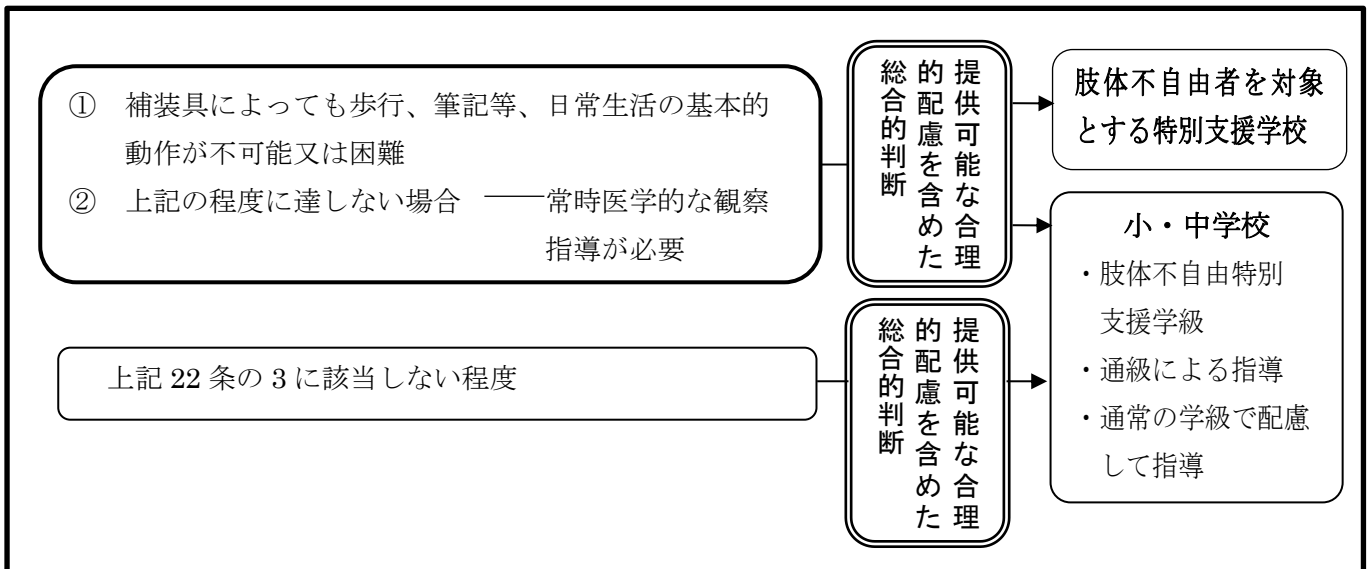
<聴覚障がい>



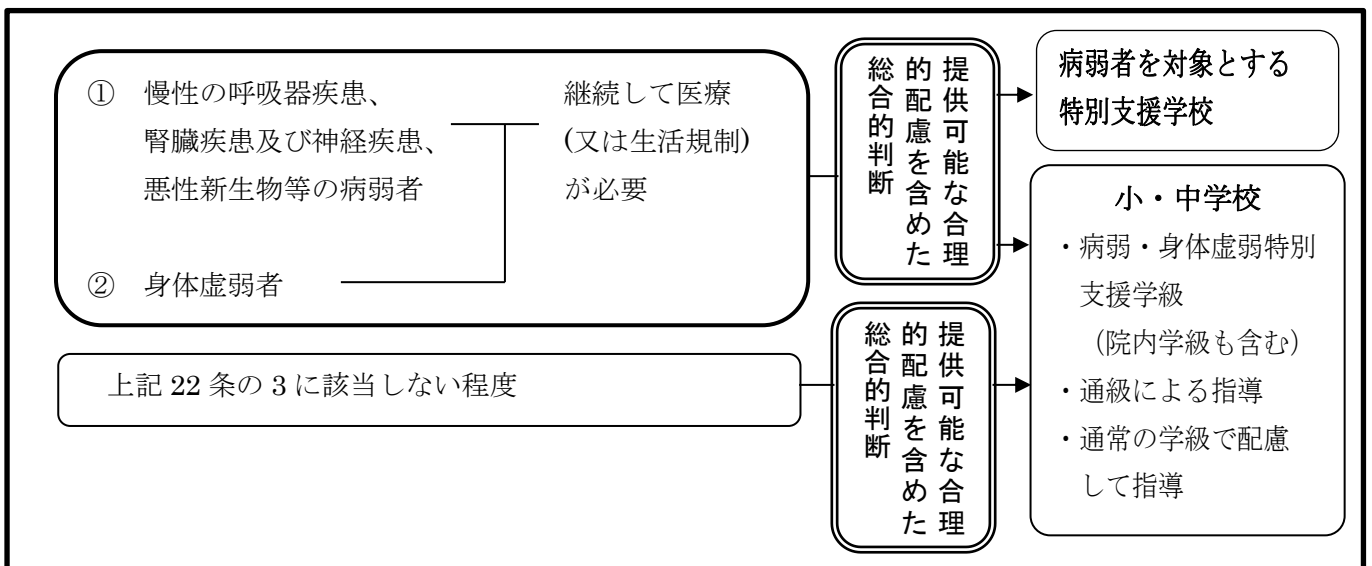
<知的障がい>



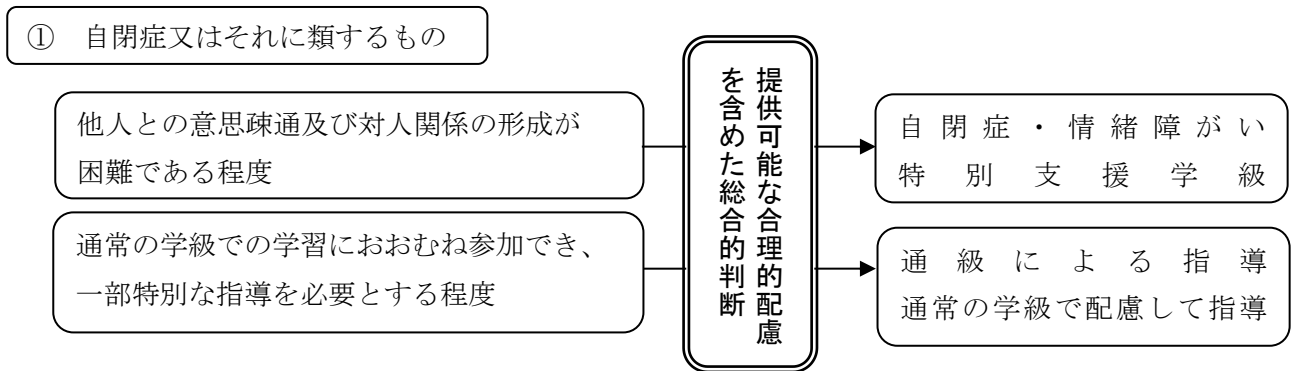
<肢体不自由>



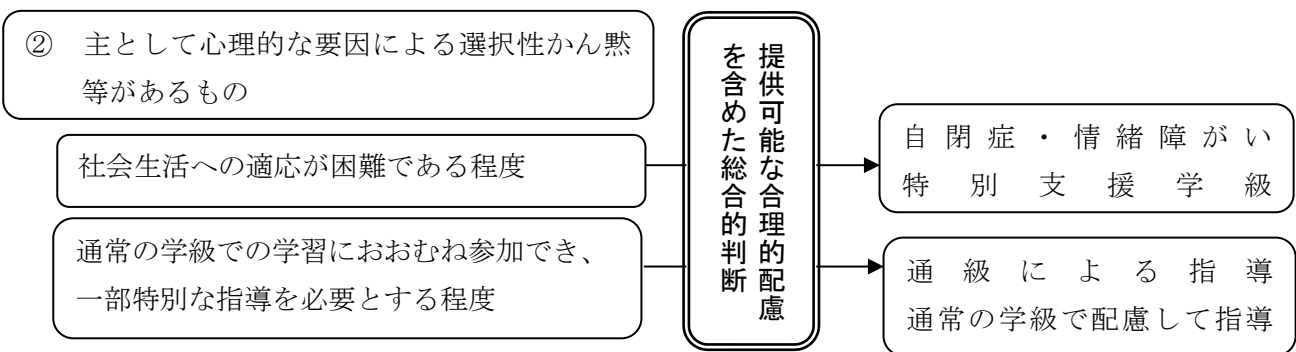
<病弱・身体虚弱>



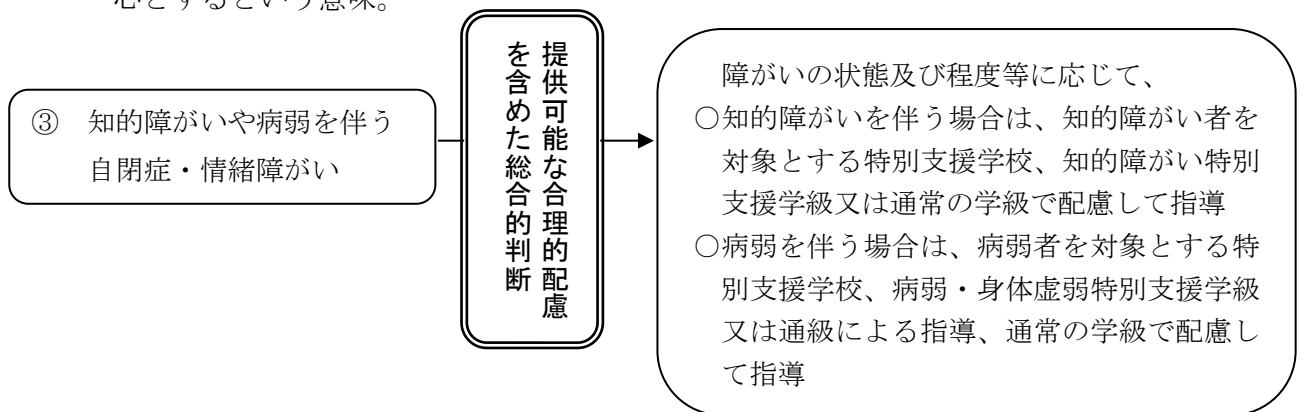
<自閉症・情緒障がい>



【備考】 「それに類するもの」とは、知的障がいを伴わない自閉症と同様の行動特性を有するが、言葉の発達の遅れが目立たないアスペルガー症候群等。



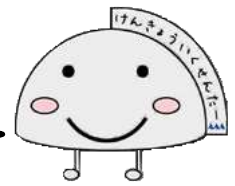
【備考】 「主として」とは、他の障がいによるものではなく、心理的な要因によるものを中心とするという意味。



【備考】 知的障がいを伴う自閉症・情緒障がいの場合は、知的な遅れに対応したカリキュラムが必要なことから、知的障がい特別支援学校又は知的障がい特別支援学級での教育が基本となる。また、病弱を伴う自閉症・情緒障がいの場合は、病状に応じた支援が欠かせないことから、病弱特別支援学校又は病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導での教育が基本となる。

(2) 特別の教育課程について

最初に、小学校と中学校の教育課程について、どのような教科等で編成するのかを確認しましょう。



教育課程の編成について、法令上は次のように規定されています。

学校教育法施行規則 第五十条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

学校教育法施行規則 第七十二条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。



特別支援学級は、小・中学校の学級の一つですから、教育課程は原則、上記の各教科等によって編成することになります。

そのことをしっかりと踏まえて、次に示す**特別支援学級における特別の教育課程**について、確認していきましょう。

それでは、特別支援学級における**特別の教育課程**について、どのように規定されているのか確認していきましょう。



① 法令

学校教育法施行規則 第百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要のある場合は、(中略) **特別の教育課程によることができる。**

② 小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108、中：p106）

② 特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること。**

③ 実態に応じた教育課程を編成すること

小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109、中：p108）

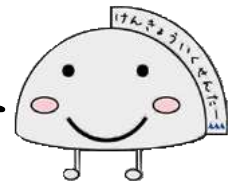
学級の実態や、児童生徒の障害の状態を考慮の上、

- 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、
- 各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、**理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要**である。

学習指導要領から、次のような教育課程が考えられます。



知的障がいのない特別支援学級の場合

難聴
弱視
肢体不自由
病弱・身体虚弱
自閉症・情緒障がい

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋自立活動

学年相応の教科等＋**下学年の教科等**＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

確認！

下学年の教科等の目標及び内容を扱うとは・・・

知的障がいのない特別支援学級ですから、知的な遅れがあるからという理由で下学年の内容を扱うということはできません。

では、下学年の教科等を扱うのはどのような場合でしょうか。例えば、入院等で学習空白ができてしまい、下学年の教科等を扱わなければならないというような場合が考えられます。また、障がいの特性から集中できる時間が短く学習進度が遅れてしまい、一部の教科について下学年の内容を扱わなければならない場合もあるかもしれません。

下学年の教科等を取り入れる場合には、児童生徒の学習状況をしっかりと把握して、何の教科等のどの内容を扱うのか検討する必要があります。

知的障がい特別支援学級の場合

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

知的障がい特別支援学校の各教科等＋自立活動

確認！

知的障がい特別支援学校の各教科等を扱う場合は・・・

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（平成30年3月）

第4章 知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に示されている各教科の目標及び内容を取り入れることとなります。

「知的障がい特別支援学級だから、知的障がい特別支援学校の内容を取り入れればいい」というわけではありません。小・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容とのつながりをしっかりと踏まえて、児童生徒の学習状況はどの段階にあるのかを検討することが大切です。

(3) 自立活動

自立活動は、特別支援教育に特別に設けられており、以下の目標と内容で指導を行います。

① 自立活動の目標と内容

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第7章 自立活動 p199）

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものです。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものです。特に教育課程の中に位置付けて指導する時間を設けて行う指導を「自立活動の時間における指導」といいます。「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童生徒の障がいの状態に応じて適切に定めることとなっています。各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準として示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっています。ただし、必要だからといって、時間を増やしすぎて児童生徒の負担にならないようにすることが大切です。

自立活動編 p45～46を
ご覧になって確認してください。

② 自立活動の指導と個別の指導計画

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第1章 総則 第2節の2の（4）p62）

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うこととされ、それぞれの児童生徒の障がいの状態や発達段階等について的確に把握し、指導の目標及び指導内容を明確にするために、個別の指導計画を作成します。

自立活動の時間における指導は、自立活動の指導の言わば要となる重要な時間ですが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではありません。学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、各教科等と密接な関連を保つことが強調されています。

個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画に基づき、適切に実践していきます。個別指導の形態で行われることが原則ですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分に留意することが重要です。



③ 個別の指導計画の作成と内容

特別支援学級においても、以下の点に留意して、具体的な目標や指導内容を設定することが求められています。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編第3章「自立活動の意義と指導の基本」には、児童生徒の障がいの状態を踏まえた具体的な指導内容例と留意点が示された図2（流れ図p28）が記載されていますので、参考にしてみましょう。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】

（第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱いp200）

i) 指導目標の設定

2(2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。
 その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

ii) 個別の指導計画作成に当たっての配慮点(第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い2(3))

- ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。



<実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）>

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

学習指導要領解説 自立活動編 p107 参照

① 障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，学習や生活の中で見られる長所やよき，課題等について情報収集

情報収集の段階

◎できないことにばかり注目するのではなく、できることにも注目する。

①実態把握の観点

・障害の状態 ・発達や経験の程度 ・興味関心 ・生活や学習環境

②実態把握の具体的な内容

・病気等の状態 ・生育歴 ・基本的な生活習慣 ・人やものとの関わり

・心理的な安定の状態 ・コミュニケーション ・対人関係や社会性 ・身体機能 ・視機能

・聴覚機能 ・知的発達や身体発達 ・興味関心 ・障害理解 ・学習上の配慮、学力

・施設、設備、補助用具 ・進路 ・家庭、地域

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
収集した情報の整理の段階					
◎自立活動の区分に即して整理し、偏ることなく全体像を捉えて整理					

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や，これまでの学習状況の視点から整理する段階

学習上又は生活上の困難の視点で整理する

◎学習上又は生活上の難しさだけでなく、既にできていること、支援があればできることも記載する。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

生活年齢や〇年後の姿の観点から整理する

◎生活年齢や学校で学ぶことができる残りの年数を視野に入れて整理

実態把握

指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

課題を抽出する段階

◎整理した情報の中から課題を抽出

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

中心的な課題を導き出す段階

◎抽出した課題同士の相互関連を検討し課題を整理

⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	◎自立活動の指導の効果を高めるために、学年等の長期的な目標とともに、当面の短期的な目標を定める。
---------------------------	--

指導目標（ねらい）の設定

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	必要項目の選定					

指導内容を焦点化するために、**指導項目を厳選**しましょう。

◎自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定する。
 ◎現在の状態に着目するだけでなく、そこに至った原因や背景を明らかにし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るようにする。

項目間の関連付け

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

◎ポイントに沿って、根拠をもって項目同士を関連付け

文例：「⑤の指導目標を達成するためには、こんな力を育てる必要がある。したがって、区分〇〇〇の項目〇〇と区分□□□の項目□□とを関連付けて指導する。」

↓

「他者からの助言を受け入れることができるために」(心)(1)と(人)(1)と(コ)(2)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
-------------------------	---	---	---	-----

◎具体的な指導内容を設定する際の配慮事項

①主体的に取り組む指導内容 ②改善・克服の意欲を喚起する指導内容
 ③発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
 ④自ら環境と関わりあう指導内容 ⑤自ら環境を整える指導内容
 ⑥自己選択・自己決定を促す指導内容
 ⑦自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導

知的障がい者である児童生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られます。知的障がい特別支援学級の児童生徒の場合も、そのような障がいによる困難の改善・克服を図るためには、各教科の指導はもちろん、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を組み立てて話すことが難しかったりすることなどです。運動や動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢を維持できないことや衣服のボタンを掛け合わせることが思うようにできないことなどです。情緒や行動面では、失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることなどです。このような状態等に応じて、自立活動の指導が必要となります。

教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考に配慮や手立てを行うことと考えます。特別の教育課程を編成し、各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。（学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定による）

